会員証及び会員データの管理に関する細部規定

標記について、県規則第2章(会員)及び第13章(個人情報の保護)によるほか、実施の細部を次のとおり定める。

- 1 会員証及び隊友会入会申込書兼会員カードの取り扱い
- (1)会員証は、隊友会入会申込書兼会員カード(以下「会員カード」という)(特別会員にあっては入会申込書)に基づき県本部事務局が発行し、本人に送付する。
- (2) 会員カードは独立支部の会員は当該支部で、その他は県本部事務局で保管する。
- (3) 即日入会者(即入会員)の会員カードは、県本部事務局で会員証を発行したのち、独立支部の会員については当該支部に送付する。
- (4) 各支部に直接入会した者(直入会員)の会員カードは、写真とともに県本部事務局に送付する。県本部事務局は、会員証を作成したのち、独立支部の会員カードについては、速やかに当該支部に返却する。
- (5)独立支部は、会員が異動し所属変更を希望する場合は、速やかに会員カードを県本 部事務局に送付する。県本部事務局は、送付されたカードに所属変更通知書を添えて、 移転先の県隊友会又は独立支部に送付する。

2 会員名簿の整備及び管理

- (1) 県本部の会員名簿は、隊友会本部の名簿DB様式を基に県本部が整備する。
- (2)独立支部の会員名簿は、県の名簿DB様式を基に、当該支部が整備し、年度当初(4 月8日を基準)に県本部へ送付する。
- (3) 直轄支部の会員名簿は、県本部事務局が整備し、毎年度初めに支部へ送付する。
- (4) 各支部は、会員の異動(入会、退会、死亡、住所変更等)の情報を入手した場合は、 速やかにメール等で県本部事務局に報告する。
- (5) 県本部事務局は、各月末(25日を基準)に当月の異動者名簿を作成し、各支部に メール等で送付する。
- (6)送付を受けた異動者名簿に不附合がある支部は、速やかに県本部事務局に通報する。
- (7) 県本部及び直轄支部の会員名簿、毎月の異動者名簿の様式及び記入要領は別に示す。
- (8) 会員名簿の管理に当たっては、個人情報がみだりに公開されることのないよう配慮するとともに、次を順守する。
- ア 会員名簿をパソコン等に保存する場合は、パスワードを設定するものとする。
- イ 会員名簿を送付する場合は、USBメモリーを使用するか又は文書によるものとする。
- ウやむを得ずメールで送付する場合は、パスワードを設定するものとする。